

社会福祉法人ボワすみれ福祉会における医療的ケア実施要項

1 目的

当法人には、日常的に医療的配慮を要する利用者が在籍しており、健康で安全な生活を送るためには、各事業所全般にわたって、きめの細かい医療面での配慮を行っていく必要がある。このためには、支援職員が利用者の健康の観点からの理解と知識を深め、看護師と連携・協働を綿密に行うことにより、利用者が健康で安全に過ごすための体制整備を推進する必要がある。本要項は、以上のことをふまえ、各事業所において日常的に医療的ケアが必要な利用者に対し、安全かつ適切に医療的ケアを行うための実施体制の整備を目的として制定するものである。

2 医療的ケア実施体制の整備

(1) 登録特定行為事業者の登録

- ① 医療的ケアを実施するため、認定特定行為業務従事者が行う医療的ケアについて、各事業所で東京都登録特定行為業務従事者として登録を行う。
- ② 登録に際しては、各事業所が認定特定行為業務従事者となった支援職員の名簿を作成し、名簿に変更が生じた場合には、遅滞なく、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届を東京都に提出する。

(2) 認定特定行為業務従事者の認定

支援職員は、痰の吸引等制度における第3号研修（特定の者対象）の基本研修を受講した後、特定の要医療的ケア者に対する特定行為について、指導者講習を修了した医師又は看護師（指導看護師）の指導による実地研修を受講する。

上記の実地研修後、各事業所は医療的ケア実施に必要な研修を修了した支援職員について、認定特定行為業務従事者認定証の交付を、東京都に申請する。

(3) 医療的ケア実施体制の整備のため、必要な事業所は指導医を委嘱する。指導医の委嘱及び職務について、下記に定める。

- ① 医療的ケア実施全般にわたっての職務
 - ・医療的ケアの実施に関する医療面での総合的な判断
 - ・看護師への指導、助言
 - ・各事業所内での研修、指導、助言
 - ・主治医との連絡、調整
 - ・医療的ケア委員会における指導、助言
- ② 認定特定行為業務従事者の認定に関する職務
 - ・各事業所の実施研修における指導、助言
- ③ 医療的ケア実施手続きに関する職務
 - ・主治医の「医療的ケア指示書」の確認

- ・要医療的ケア者の検診
- ・要医療的ケア者の医療面、健康に関する指導、助言
- ・各事業所で行う医療的ケアの範囲、内容、実施者に関する指導、助言
- ・医療的ケア実施マニュアルの作成、検討に際しての指導、助言
- ・災害時を含む各事業所の緊急時対応に関する指導、助言
- ・要医療的ケア者の緊急時対応に関する指導、助言
- ・医療的ケアの実施状況の把握、確認、指導
- ・主治医との連絡、調整
- ・特例実施者研修、認定に関わる指導、助言

また、指導医がいない事業所に関しては、主治医と直接、指示書作成や意見、助言を仰ぐことになる。医療的ケア委員会の中で、要医療的ケア者の医療的ケア状況を含む健康管理、実施している医療的ケア内容、実施者等を確認し、定期的に主治医に報告書を作成し提出するなど、要医療的ケア者の医療的ケアについて、綿密な関係性を構築していく必要がある。また、特例実施者については、認定特定行為業務従事者と異なることや、事業所の安全体制、研修内容、実施状況などより丁寧に報告書を作成し、福祉事業所で特例実施者が医療的ケアを実施することに関する理解、協力を主治医に求める。

- (4) 各事業所は、安全な医療的ケアの実施のために、医療的ケア委員会（以下、委員会）を設置する。
- ① 委員会の委員長は、施設長とし、委員は副施設長、支援主任、看護師、認定特定行為業務従事者、特例実施者（配置している場合に限る）指導医（配置している場合に限る）で構成するものとする。
 - ② 委員会は、各事業所の医療的ケア実施要領、特例実施者が医療的ケアを実施する場合は医療的ケア細則を作成し、要医療的ケア者の医療的ケア実施体制の充実を図る。
 - ③ 委員会は、医療的ケア実施に係る計画、実施方法、実施者の研修等について定めるとともに、各事業所における医療的ケアの安全な実施について施設長に必要な助言を行う。
 - ④ 委員会は、要医療的ケア者の緊急時対応等を定め、事業所内体制を整備するとともに、全職員に周知する。また保護者や医療機関等の連携等の体制の充実を図る。

(5) 職員の研修

医療的ケアに関わる職員の医療的ケアに関する資質向上を図るために、その職種に応じた基礎的、専門的研修を行う。医療的ケア委員会において、研修の計画、実施を行う。また要医療的ケア者の健康状況及び医療的ケアにおいて必要とされる事柄は随時計画、実施すること。外部機関の研修参加が困難な場合は、看護師

等医療職から、要医療的ケア者の具体的な健康に関わる情報共有や、医療的ケアの基本手技などを共有する機会を設け学習をする等の工夫をする。必要とされる研修項目を下記表に示す。

外部機関を含む研修項目	各事業所で実施すべき研修項目
・第３号研修 (基本研修、演習、実地研修) ・重度心身障害、重度重複障害などの基礎知識、及び支援技能 ・医療的ケアに関わる専門的かつ実践的知識、技能 ・摂食指導と食形態 ・緊急時対応、災害時対応 ・医療的ケアを必要とする人の社会生活及び自立支援 ・多職種連携、他職種連携	・第３号研修 (演習、実地研修) ・定期的な認定特定行為業務の知識及び技能の確認（フォローアップ） ・特例実施者研修 ・摂食指導と食形態 ・要医療的ケア者の医療上の配慮事項や、医療的ケアに関する基礎的知識 ・要医療的ケア者の医療や看護に関する情報習得及び技能の向上 ・家族及び地域連携に係ること ・要医療的ケア者の具体的な医療的ケアの手技、実施環境 ・要医療的ケア者個別の緊急時対応、災害時対応 ・法人の医療的ケア指針及び要項、各事業所の医療的ケア要領及び細則の理解 ・その他、必要とされる内容

３ 実施者

医療的ケアを実施するものについては、以下のとおりとする。なお、医療的ケアの実施にあたっては、看護師、認定特定行為業務従事者、特例実施者が実施することが基本となる。医行為及び医療的ケアにおいて、利用者自身で実施可能な場合は、本要項には該当しない。

（１） 看護師

（２） 認定特定行為業務従事者

認定特定行為業務従事者として認定を受けている支援者は、以下に示す５つの特定行為に限り、医療的ケア指針に示す条件のもとで実施者となることができる。

- ・口腔内の吸引
- ・鼻腔内の吸引
- ・気管カニューレ内の吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

- ・経鼻胃管栄養

(3) 特例実施者

要医療的ケア者の個人の状態・事象を勘案した中で、認定特定行為業務従事者が実施する以外の医療的ケアについて、各事業所の「医療的ケア要領」及び「医療的ケア細則」に基づき、一定の条件のもとで「特例実施者」として当法人の承認を得た支援職員は、以下の医療的ケアを実施することができる。

① 特例実施者が実施できる医療的ケア

- ・各事業所の医療的ケア委員会で協議・必要と判断し、理事会で承認されたもの

② 支援職員が特例実施者として医療的ケアの実施者となることができる条件

- ・主治医の許可があり、指示書に具体的な指示内容が記載されていること
- ・「医療的ケア要領」及び「医療的ケア細則」に基づいた手続きが済んでいること
- ・認定特定行為業務以外での吸引及び注入は、認定特定行為業務従事者として一定の経験がある支援職員（例：カニューレフリーの吸引）
- ・看護師等による研修企画及び研修の実施、実地研修記録が管理されていること
- ・各事業所の医療的ケア委員会で決定され、最終的に理事長決裁がされた職員
- ・要医療的ケア者及び保護者からの依頼及び同意を得ている職員

4 実施対象とすることができる医療的ケアの範囲

実施対象とすることができる医療的ケアの範囲は、以下の項目とする。

- ① 吸引
- ② 経管栄養
- ③ 導尿
- ④ エアウェイの管理
- ⑤ 定時薬液吸入
- ⑥ 気管切開部の管理
- ⑦ 経管栄養に関わる衛生管理
- ⑧ 日常的酸素吸入及び呼吸補助装置の管理
- ⑨ 人工呼吸器の管理
- ⑩ 血糖値の測定及びその後の管理
- ⑪ その他、各事業所で上記以外の要医療的ケア者医療的ケアについて、各事業所の医療的ケア委員会の協議・決定及び理事会承認を得た項目

（体調変化における一時的な医療的ケアの追加及び内容変更は各事業所の要領に定めておくこと。また、医行為についてはこの指針の範囲ではない。）

これらの実施項目については、実施内容及び実施者の区分と合わせて医療的ケア指針の別表「医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」のとおりとする。施設長は、医療的ケアの安全性を確保するために、要医療的ケア者の実態、主治医及び指導医（配置

されている事業所に限る）の意見、各事業所の環境に応じ総合的に判断し、各事業所において実施対象とすることができる医療的ケアを、上記の範囲から選択し、各事業所の医療的ケア要領で規定すること。

5 予算措置

各事業所は、医療的ケアに関わる物品について、要医療的ケア者の個別の物品を除き、安全かつ衛生に配慮した必要とされる物品、研修に関わる費用、災害時を含む緊急時対応物品購入費用を計画的に予算化すること

6 各事業所の医療的ケア要領について

各事業所で規定する医療的ケア要領について、必ず必要な項目を以下の表に示す。また、必要な様式を【様式】に示す。様式の取扱いは、主治医を含む他職種連携について、要医療的ケア者の健康と医療的ケアに関わる事業所の窓口となることや、専門的知識を要するため、看護師の配置がある事業所は、看護師の業務として実施することが望ましい。

全事業所共通項目		医療的ケア実施の目的 医療的ケア委員会の設置、構成員、検討、決定すべき事項、研修 医療的ケアを実施する環境及び条件 実施する医療的ケアの範囲 医療的ケアの実施者 医療的ケア申請から承諾の様式の有効期間（毎年度更新するか否か等） 医療的ケア申請【様式1】 医療的ケア指示 【様式3】 医療的ケア実施通知【様式4】 医療的ケア実施承諾【様式5】 医療的ケア実施報告【書式6】 要医療的ケア者、保護者の義務 記録、記録の管理に関する事項 医療的ケアマニュアルに関する事項 災害時を含む緊急時対応 その他、各事業所で必要とされる事項
事業所により	従事者 行為業務 認定特定	認定特定行為業務に関わる要領及びマニュアル等に関する概要 （別途作成して東京都に届け出する書類一覧参照） 認定特定行為業務従事者の医療的ケア実施範囲及び認定条件 認定特定行為業務従事者が安全に医療的ケアを実施するための環境、条件

	指導医	医療的ケアに関わる指導医の業務、役割 指導医検診【様式7】 特例実施者に関わる事 (指導医配置の事業所は必須、詳細は医療的ケア細則で規定する事)
	看護師	医療的ケアに関わる看護師の業務、役割 指示書依頼に関わる事項【様式2】 指導医検診に関わる事項

様式	記載事項	備考
1	・区分 ・依頼文 ・申請先 ・申請者 ・申請内容 ・実施者 ・健康状態 ・主治医、緊急時連絡先	新規、継続、実施項目の変更等 「事業所の医療的ケア要領、細則に同意し…」等 施設長 要医療的ケア者、保護者、住所等 医療的ケア項目 看護師、認定特定行為業務従事者、特例実施者 要医療的ケア者の体調 病院名、電話番号、医師名等
2	・指示書宛先 ・依頼文 ・依頼者	病院名、主治医 事業所概要、体制、指示をもらう主旨等 施設長（看護師の配置がある場合看護師が作成）
3	・指示先 ・要医療的ケア者情報 ・実施可能な医療的ケア ・医療的ケア指示 ・実施者 ・注意事項等 ・緊急時対応 ・実施可能場所	施設長 氏名、生年月日等 吸引、注入等 具体的な指示内容 看護師、認定特定行為業務従事者、特例実施者 健康上留意する内容、医療的ケアの注意事項 緊急時の具体的な指示 事業所内、送迎車内、外出、プール、宿泊等
4	・申請者名 ・実施可否通知 ・実施不可理由 ・通知者名	要医療的ケア者、保護者 医療的ケア項目、実施者、実施場所等 施設長
5	・承諾依頼先 ・承諾文 ・承諾者	施設長 「承諾します」「承諾しません」等 要医療的ケア者、保護者
6	・報告先	病院名、主治医名

	・報告文 ・謝辞 ・報告書作成者	要医療的ケア者の体調及び実施した医療的ケア等事業所の医療的ケアに協力いただいている謝辞 看護師（配置がない場合は担当者）
7	・指導検診記録	要医療的ケア者の健康状態、検診時の様子及び、医療的ケア実施内容、「主治医指示書確認」「医療的ケア実施可」「特例実施者による〇〇の実施可」など具体的な記載を依頼する。

7 各事業所の医療的ケア細則について

医療的ケア細則は、特例実施者に特化かつ限定したものであり、各事業所で規定する医療的ケア細則について、必ず必要な項目を以下の表に示す。また、必要な様式を【様式 A】に示す。様式の取扱いは、主治医を含む他職種連携について、要医療的ケア者の健康と医療的ケアに関わる事業所の窓口となることや、専門的知識を要するため、看護師の配置がある事業所は、看護師の業務として実施することが望ましい。

特例実施者が実施できる医療的ケアの項目については、実施内容及び実施者の区分と合わせて医療的ケア指針の別表「医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」のとおりとし、その範囲を超えてはならない。

全事業所共通項目	特例実施者が医療的ケアを実施する目的 医療的ケア委員会の役割 特例実施者が医療的ケアを実施する環境及び条件 特例実施者が実施する医療的ケアの範囲 医療的ケア申請【様式 A】 医療的ケア指示 【様式 A】 特例実施者研修【様式 A】 特例実施者研修記録【様式 A】 特例実施者認定【様式 A】 特例実施者への業務指示書【様式 A】 特例実施者の業務承諾書【様式 A】 医療的ケア実施通知【様式 A】 医療的ケア実施承諾【様式 A】 医療的ケア実施報告【書式 A】 要医療的ケア者、保護者の義務 記録、記録の管理に関する事項 医療的ケアマニュアルに関する事項 災害時を含む緊急時対応 その他、各事業所で必要とされる事項
----------	---

事業所により必要な項目	指導医	医療的ケアに関わる指導医の業務、役割 指導医検診【様式 A】 特例実施者に関わる事 (指導医配置の事業所は必須、詳細は医療的ケア細則で規定する事)
	看護師	特例実施者の医療的ケア実施に関わる看護師の業務、役割 指示書依頼に関わる事項【様式 A】 指導医検診に関わる事項

様式	記載事項	備考
A	申請	【様式 1】に追加可能 特例実施者が実施する医療的ケア項目を記載すること
	指示書依頼	【様式 2】に特例実施者について、実施体制、研修等具体的に事業所が取り組む内容について説明、理解、協力を求める
	主治医指示書	【様式 3】に追加可能 特例実施者が実施する医療的ケア項目の具体的な指示
	研修★	研修タイトル、目的、実施年月日、講師、研修参加者、内容 研修資料作成を含むこの様式作成は看護師が望ましい。
	研修記録★	特例時実施者が記録する研修記録 記録者名、研修タイトル、目的、実施年月日、講師、内容等
	認定★	特例実施者名、実施する医療的ケア項目 認定理由、認定年月日、認定者
	業務指示★★	業務指示者名（施設長）、指示内容、指示年月日 指示先（特例実施者名）
	業務承諾★★	承諾者名（特例実施者）、承諾年月日
	実施通知	【様式 4】に追加可能 特例実施者が実施する医療的ケア項目、特例実施者名等
	承諾	【様式 5】に追加可能 特例実施者が実施する医療的ケア項目を記載すること
	実施報告	【様式 6】に追加可能 実施した研修内容、特例実施者の実施状況等
	指導医検診	特例実施者の認定に係る場合は、その記録をする。「特例実施者による〇〇の実施可」など具体的な記載を依頼する。
★	医療的ケア要領の【様式】にはないため、別途作成が必要な様式 (★★は、1 枚の様式で作成可能)	

8 事業計画及び実施報告等

各事業所の施設長は、毎年度医療的ケアに関わる事業計画を示すこと。また、事業報告及び、医療的ケア委員会の内容について理事会で報告、承認を得ること。そして、要医療的ケア者の医療的ケア申請手続き（医療的ケア要綱、医療的ケア細則）に関わる様式の決裁者は、理事長とする。（稟議書を作成すること）

9 その他

（１）この医療的ケア要項は、２０２１年４月１日から施行する。